

国務院 自由貿易試験区第4版改革パイロット経験の

複製、普及を適切に行うことに関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2018年5月23日、国務院は「自由貿易試験区第4版改革パイロット経験の複製、普及を適切に行うことに関する通知」(国発[2018]12号、以下「12号通知」)を公布しました。上海など11か所の自由貿易試験区における第4版改革パイロットの経験を全国に展開することを発表しました。

1. 政策の背景

「横展開可能な施策」の展開は、国務院が自由貿易試験区に要求するミッションのひとつです。2013年に上海自由貿易試験区が設立されて以来、123項目の改革パイロットが全国、あるいは特定地域に展開されてきました。近年も各自由貿易試験区よりパイロット施策のリリースが続いており、そのパイロット施策の効果も発表されています。これを受け、施策のうち一定の効果があり、リスクがコントロール可能なものを全国、あるいは特定地域に展開することを12号通知において発表しています。

2. 政策の内容

今回適用範囲拡大が発表された改革パイロットは合計30項目です。そのうち、遼寧など新設された7か所の自由貿易試験区によるものが17項目を占めています。

30項目のうち全国に適用範囲を拡大するパイロット事項は27項目あります。具体的にはサービス業開放領域における「内地、香港、マカオ間のパートナーシップ型連合経営弁護士事務所の設立範囲拡大」、「国際船舶輸送領域の開放拡大」など5項目、投資管理領域における「三つの船舶証書の平行取扱」、「対外貿易経営者備案と原産地企業備案の『二証合一』」、「工業製品生産許可書の『一企一証』改革」など6項目、貿易利便化領域における「部門をまたぐ一括連合検査」など9項目、事中事後監督管理措置7項目が含まれます。

特定地域において展開する改革パイロットは3項目です。税関特殊監督管理区域において展開される「税関特殊監督管理区域『四自一簡』監督管理刷新」、「『保税混釐』監督管理刷新」の2項目と税関特殊監督管理区域及び保税物流センター(B型)において展開される「出区後の通関」1項目です。

国務院各部門への業務分担表も発表されており、各部門は今後作業を細分化し、パイロット業務展開の業務を進めていくことになります。

【図表1】 展開が決定されたパイロット項目(抜粋)

| 改革パイロット項目 | 具体的な内容(公開情報に基づき作成) |
|---------------|---|
| 企業との情報共有メカニズム | 市場監督管理局と人民法院が信用情報プラットフォームのデータを共有、司法と政務のデータ整合・共有を有効に推進し、効率を高める |
| 三つの船舶証書の平行取扱 | 船舶国籍証書、船舶最低安全配員証書、燃料油汚染損害民事責任保険、あるいはその他財務保証の三つの証書を平行して取扱可能 |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>対外貿易経営者備案と原産地企業備案の『二証合一』</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 商務主管部門にて企業対外貿易経営者備案が行われた後、検査・検疫部門が直接に商務部門の審査結果を利用し、企業に原産地証企業備案資格を与える ➤ 商務部門の窓口における原産地証企業備案情報が含まれる対外貿易経営者備案登記表の交付は原産地証申請人備案登記手続の完了と見做す |
| <p>部門をまたぐ一括連合検査</p> | <p>二つ、あるいは二つ以上の港検査単位が同一輸出入貨物に対し検査を行う場合、可能であれば連合検査を実施するという原則に基づき、合理的な時間・区間で部門をまたぐ一括連合検査を行う。一回の作業で検査を終了させる</p> |
| <p>税関通過手続の後に通関単の内容を修正する業務モデル</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業の申請修正内容が税関の監督管理要求に合致する場合、税関通過手続後に通関単の内容を修正することができる ➤ 三日間以内に修正手続を行わなければならない |
| <p>鉄道輸送方式における積荷証明書を合併する新モデル</p> | <p>同一商品名、同一仕様、同一契約書、同一企業による輸入貨物に対し幾つかの車両の積荷証明書を一つにして、同じ通関単にて申告可能</p> |
| <p>入境コモディティ工業品連動検査・検疫新モデル</p> | <p>入境コモディティ鉱石、機電設備に対し、港でコンテナを開けず、外部の検疫処理を行うのみで可とする。使用地にてコンテナを開けて検査・検疫を行う</p> |
| <p>税関特殊監督管理区域『四自一簡』監督管理刷新</p> | <p>自主備案、消込周期の自主確定、自主報告、税金の自主追徴、業務核準手続の簡素化</p> |
| <p>出区後の通関</p> | <p>企業が輸入積荷証明書にて貨物の入区手続をした後、規定の期限内に進境備案清單申告手続を行う</p> |
| <p>工業製品生産許可書の『一企一証』改革</p> | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 営業許可書のある生産企業に対し、同時に多種類の工業製品生産許可証管理リストに掲載された製品を申請する場合、審査部門が一括審査を行い、一つの工業製品生産許可書を交付する ➤ 副本に許可された製品の名称を明記する |

3. 企業への影響

本件で全国への展開が発表されたパイロット政策は、範囲が広く、サービス業の対外開放と貿易利便化に関する内容も含まれています。今回の改革は船舶サービス業、保税燃料油、工商行政手続、検査検疫・通関手続簡素化などが中心となっています。中でも、船舶サービス業の開放拡大は貿易利便化、自由貿易港建設の推進に有効であり、各手続の簡素化も企業の事務負担軽減に繋がることが期待されます。

全国展開に向けた各当局の対応期限は明確に規定されていないものの、各地方政府がパイロット業務の全国展開を重点業務としなければならない旨が強調されています。国務院関連部門も相応の政策を公布し、各措置の具体的な操作方法を明確化していくことが見込まれます。引続き関連情報を注視の上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

| 中国語原文 | 日本語参考訳 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">国务院关于做好自由贸易试验区第四批改革试点经验复制推广工作的通知 国发〔2018〕12号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>建设自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）是党中央、国务院在新形势下全面深化改革和扩大开放的战略举措。按照党中央、国务院部署，11个自贸试验区所在省市和有关部门结合各自自贸试验区功能定位和特色特点，全力推进制度创新实践，形成了自贸试验区第四批改革试点经验，将在全国范围内复制推广。现将有关事项通知如下：</p> <p>一、复制推广的主要内容</p> <p>（一）在全国范围内复制推广的改革事项。</p> <p>1. 服务业开放领域：“扩大内地与港澳合伙型联营律师事务所设立范围”、“国际船舶运输领域扩大开放”、“国际船舶管理领域扩大开放”、“国际船舶代理领域扩大开放”、“国际海运货物装卸、国际海运集装箱场站和堆场业务扩大开放”等5项。</p> <p>2. 投资管理领域：“船舶证书‘三合一’并联办理”、“国际船舶登记制度创新”、“对外贸易经营者备案和原产地企业备案‘两证合一’”、“低风险生物医药特殊物品行政许可审批改革”、“一般纳税人登记网上办理”、“工业产品生产许可证‘一企一证’改革”等6项。</p> <p>3. 贸易便利化领域：“跨部门一次性联合检查”、“保税燃料油供应服务船舶准入管理新模式”、“先放行、后改单作业模式”、“铁路运输方式舱单归并新模式”、“海运进境集装箱空箱检验检疫便利化措施”、“入境大宗工业品联动检验检疫新模式”、“国际航行船舶供水‘开放式申报+验证式监管’”、“进</p> | <p style="text-align: center;">国务院 自由贸易试验区第4版改革试点经验の複製、普及業務を適切に行うことに関する通知 国発〔2018〕12号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府、国务院各部委、各直属機構：</p> <p>自由貿易試験区（以下「自貿試験区」という）の建設は党中央、国务院が新情勢において改革を全面的に深化させ、開放を拡大する戦略措置である。党中央、国务院の計画に基づき、11か所の自貿試験区の所在する省市と関連部門が各自貿試験区の位置付けと特色を結合し、制度改革の実践を全力で推進することによって自貿試験区第四弾の改革パイロット経験を形成し、全国範囲に複製・普及する。ここに関連事項を以下の通り通知する。</p> <p>一、複製・普及の内容</p> <p>（一）全国範囲に複製・普及する改革事項</p> <p>1. サービス業開放領域：「内地と香港、マカオの間のパートナーシップ型連合経営弁護士事務所の設定範囲を拡大」、「国際船舶輸送領域の開放を拡大」、「国際船舶管理領域の開放を拡大」、「国際船舶代理領域の開放を拡大」、「国際海運貨物積降、国際海運コンテナターミナルとヤード業務の開放を拡大」など5項目</p> <p>2. 投資管理領域：「三つの船舶証書を平行的に取扱う」、「国際船舶登記制度刷新」、「対外貿易経営者備案と原産地企業備案の『二証合一』」、「低リスク生物医药特殊物品行政許可の審査批准改革」、「一般纳税人登記のオンライン手続き」、「工業製品生産許可書の『一企一証』改革」など6項目</p> <p>3. 貿易利便化領域：「部門をまたぐ一括連合検査」、「保税燃料油供給サービスを提供する船舶の参入管理新モデル」、「税関通過手続きの後に通関単内容を修正する作業モデル」、「鉄道輸送方式における積荷証明書を合併する新モデル」、「海運入境コンテナに対する空箱の検査検疫利便化措置」、「入</p> |

境保税金属矿产品检验监管制度”、“外锚地保税燃料油受油船舶‘申报无疫放行’制度”等9項。

4. 事中事後監督管理措置: “企業送達信息共享機制”、“邊檢服務掌上直通車”、“簡化外錨地保稅燃料油加注船舶入出境手續”、“國內航行內河船舶進出港管理新模式”、“外錨地保稅燃料油受油船舶便利化海事監管模式”、“保稅燃料油供油企業信用監管新模式”、“海關企業註冊及電子口岸入網全程無紙化”等7項。

(二) 在特定区域复制推广的改革事项。

1. 在海关特殊监管区域复制推广: “海关特殊监管区域‘四自一简’监管创新”、“保税混矿’监管创新”等2項。

2. 在海关特殊监管区域及保税物流中心(B型)复制推广: “先出区、后报关”。

二、高度重视复制推广工作

各地区、各部门要以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，全面贯彻党的十九大精神，深刻认识复制推广自贸试验区改革试点经验的重大意义，将复制推广工作作为贯彻新发展理念、推动高质量发展、建设现代化经济体系的重要举措，更大力度转变政府职能，全面提升治理能力现代化水平，着力推动制度创新，进一步优化营商环境，激发市场活力，逐步构建与我国开放型经济发展要求相适应的新体制、新模式，推动形成全面开放新格局，不断增强经济创新力和竞争力。

三、切实做好组织实施

境コモディティ工業品連動検査検疫新モデル」、「国際運航船舶に対する水供給における『開放式申告+検証式監督管理』」、「入境保税金属鉱産検査検疫監督管理制度」、「港外碇泊地にて保税燃料油を受ける船舶に対する『申告無疫通行』制度」など9項目

4. 事中事後監督管理措置: 「企業に届ける情報を共有するメカニズム」、「スマートフォンを利用する入出国検査サービス」、「港外碇泊地にて燃料油を供給する船舶に対する入出国手続きの簡素化」、「国内航行内陸河川船舶出港・入港管理新モデル」、「港外碇泊地保税燃料油を受ける船舶に対する利便化監督管理新モデル」、「保税燃料油を供給する企業に対する信用監督管理新モデル」、「税関企業登録及び電子港登録の全過程ペーパーレス化」など7項目

(二) 特定地域において複製・普及する改革項目

1. 税関特殊監督管理区域において複製・普及する: 「税関特殊監督管理区域『四自一簡』監督管理刷新」、「『保税混鉱』監督管理刷新」など2項目

2. 税関特殊監督管理区域及び保税物流センター(B型)において複製・普及する: 「出区した後に通関する」

二、普及業務の高度な重視

各地区、各部門は習近平新時代中国特色社会主义思想を指導に、第19回全国大会の精神を全面的に貫徹し、自貿試験区改革經驗の複製・普及業務の重大意義を深く認識した上、複製・普及業務を新たな發展理念を貫徹し、高品質の發展を推進し、現代化經濟体系を建設する重要な措置として、いっそう政府職能の轉換に力を入れ、管理能力の現代化水準を全面的に高め、制度刷新を推進し、ビジネス環境を最適化し、市場活力を引き出し、徐々に中国開放型經濟の發展要求に相應しい新体制、新モデルを構築し、全面的な開放された新たなステージの形成を推し進め、經濟における刷新力と競争力を絶えずに增強する。

三、組織・実施の適切な遂行

各省(自治区、直辖市)人民政府要将自贸试验区改革试点经验复制推广工作列为本地区重点工作, 加强组织领导, 加大实施力度, 强化督促检查, 确保复制推广工作顺利推进, 改革试点经验落地生根、取得实效。国务院各有关部门要主动作为, 做好细化分解, 完成复制推广工作。需报国务院批准的事项要按程序报批, 需调整有关行政法规、国务院文件和部门规章规定的, 要按法定程序办理。国务院自由贸易试验区工作部际联席会议办公室要适时督查复制推广工作进展和成效, 协调解决复制推广工作中的重点和难点问题。复制推广工作中遇到的重大问题, 要及时报告国务院。

附件: 自由贸易试验区第四批改革试点经验复制推广工作任务分工表

国务院

2018年5月3日

(此件公开发布)

各省(区、市)人民政府は自貿試験区改革試行経験の複製・普及作業を本地域の重点業務とし、組織指導を強化し、実施レベルを拡大し、催促・検査を強化することによって、複製・普及作業のスムーズな推進及び改革試行経験が根づくことと実際の効果を取得することを確保しなければならない。国务院各関連部門は積極的に主導し、作業の細分化を行い、複製・普及作業を完成しなければならない。国务院より批准が必要な事項は、プロセス通りに報告・批准を行う。関連行政法規、国务院文書及び部門規則の調整が必要な場合、法定のプロセスに基づいて実施しなければならない。国务院自由貿易試験区業務部際連合会議弁公室は、適宜、改革経験の複製・普及に関わる進捗状況と効果を督促・検査し、業務の重点、難題を研究して解決しなければならない。複製推進拡大業務において、重大問題が生じた場合、遅滞無く国务院に報告しなければならない。

添付資料: 自由貿易試験区第四弾の改革経験複製推進業務分担表

国务院

2018年5月3日

(本文書は公開公布する)

添付資料:自由貿易試験区第四弾の改革経験複製推進業務分担表

| 番号 | 改革事項 | 担当部門 | 展開範囲 |
|----|---|-------------------|--------------|
| 1 | 企業に届ける情報を共有するメカニズム | 最高人民法院、国家市場監督管理総局 | 全国 |
| 2 | スマートフォンを利用する入出国検査サービス | 公安部 | 全国 |
| 3 | 港外碇泊地にて燃料油を供給する船舶に対する入出国手続きの簡素化 | 公安部 | 全国 |
| 4 | 内地と香港、マカオの間のパートナーシップ型連合経営弁護士事務所の設立範囲を拡大 | 司法部 | 全国 |
| 5 | 三つの船舶証書を平行的に取扱う | 交通輸送部 | 全国 |
| 6 | 国内航行内陸河川船舶出港・入港管理新モデル | 交通輸送部 | 全国 |
| 7 | 港外碇泊地保税燃料油を受ける船舶に対する利便化監督管理新モデル | 交通輸送部 | 全国 |
| 8 | 保税燃料油を供給する企業に対する信用監督管理新モデル | 交通輸送部 | 全国 |
| 9 | 保税燃料油供給サービスを提供する船舶の参入管理新モデル | 交通輸送部 | 全国 |
| 10 | 国際船舶輸送領域の開放を拡大 | 交通輸送部 | 全国 |
| 11 | 国際船舶管理領域の開放を拡大 | 交通輸送部 | 全国 |
| 12 | 国際船舶代理領域の開放を拡大 | 交通輸送部 | 全国 |
| 13 | 国際海運貨物積降、国際海運コンテナターミナルとヤード業務の開放を拡大 | 交通輸送部 | 全国 |
| 14 | 国際船舶登記制度刷新 | 交通輸送部 | 全国 |
| 15 | 対外貿易経営者備案と原産地企業備案の『二証合一』 | 商務部、税関総署、中国貿易促進会 | 全国 |
| 16 | 部門をまたぐ一括連合検査 | 税関総署 | 全国 |
| 17 | 税関企業登録及び電子港登録の全過程ペーパーレス化 | 税関総署 | 全国 |
| 18 | 税関通過手続きの後に通関単内容を修正する作業モデル | 税関総署 | 全国 |
| 19 | 鉄道輸送方式における積荷証明書を合併する新モデル | 税関総署 | 全国 |
| 20 | 低リスク生物医薬特殊物品行政許可の審査批准改革 | 税関総署 | 全国 |
| 21 | 海運入境コンテナに対する空箱の検査検疫利便化措置 | 税関総署 | 全国 |
| 22 | 入境コモディティ工業品連動検査検疫新モデル | 税関総署 | 全国 |
| 23 | 国際運航船舶に対する水供給における『開放式申告+検証式監督管理』 | 税関総署 | 全国 |
| 24 | 入境保税金属鉱産検査検疫監督管理制度 | 税関総署 | 全国 |
| 25 | 港外碇泊地にて保税燃料油を受ける船舶に対する『申告無疫通行』制度 | 税関総署 | 全国 |
| 26 | 税関特殊監督管理区域『四自一簡』監督管理刷新 | 税関総署 | 全国税関特殊監督管理区域 |

| | | | |
|----|--------------------|----------------|--|
| 27 | 出区した後に通関する | 税関総署 | 全国税関特殊 監督管理区域 及び保税物流 センター(B型) |
| 28 | 『保税混鋳』監督管理刷新 | 税関総署 | 全国税関特殊監 督管理区域 |
| 29 | 一般納税人登記のオンライン手続き | 税務総局 | 全国 |
| 30 | 工業製品生産許可書の『一企一証』改革 | 国家市場監督管理総 局 | 全国 |

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室